

目次

はじめに

用語やアイコンについて

資産管理ルールの概要

1-1. NEDOにおける資産管理

1-2. 資産管理のキホン

1-3. 資産の目的外使用について

資産登録編

2-1. 資産登録のキホン

2-2. 資産登録情報の変更

2-3. 資産登録時の留意点

2-4. PMSを用いた資産登録等の実際

資産棚卸編

3-1. 資産の棚卸

損害保険編

4-1. 損害保険のキホン

資産処分編

5-1. 資産処分のキホン

5-2. 資産処分時の留意点

5-3. PMSを用いた資産処分の実際

問い合わせ先

2-1. 資産登録のキホン

0. どんな資産を登録する必要がある？

6頁の表で見たとおり、取得価額が50万円以上(税込み)かつ使用可能期間(法定耐用年数)が1年以上の資産はNEDO研究開発資産として、取得時に**資産登録**を行っていただきます。

一方で、消耗品や単独で動作するソフトウェアなど資産登録が不要となる購入物もあり、どのようなケースが資産登録が必要で、どのようなケースが不要かについて複数頁にわたりご説明します。

1. 消耗品の考え方

消耗品として計上できるのは、研究の遂行に直接要した、**取得価額が10万円未満(税込)、又は使用可能期間(耐用年数)が1年未満**の資材、部品、材料等の購入費もしくは製作費です。

消耗品に該当する場合は、NEDO研究開発資産ではないので、**資産登録は不要**となります。

2-1. 資産登録のキホン

2. 試作品の考え方

主として製作過程における知見の取得(その製作自体研究の目的であるもの)又はそれ自体の耐久試験を目的とする物品は試作品として扱い、資産登録は不要となります。

- 展示品として使用したり長期間の耐久試験に使用したりする場合等、完成後の経過期間が1年以上のものは、資産登録をお願いします。
- 試作品として扱う場合は1年未満に廃棄いただき、産業廃棄物管理票(マニフェスト)等のエビデンスを帳票類として保管ください。廃棄処理は、原則、委託先負担となります。
- 事業終了後も使用を継続して、完成後1年以上保有することが見込まれる場合は、事業期間内に資産登録していただき、事業終了時に原則有償譲渡となります。事業終了後に判明した場合も同様とします。

2-1. 資産登録のキホン

3. 建設仮勘定の考え方

資産のうち当年度内で使用開始に至らない(検収が完了しない、完成検査が完了しない)など、複数年度にまたがって製作する場合は、年度毎の費用を**建設仮勘定として登録し、完成年度で一斉に本勘定へ振り替え**ます(建物や構築物に限りません)。

建設仮勘定として登録すると、本勘定への振り替えを行うまでは**減価償却されず、固定資産税の申告も行いません**。

完成して使用可能となった場合は、速やかにプロジェクト担当者に一報をいれ、必要なエビデンス(取得価額、取得日が分かるもの)を提出願います。

検収、完成検査が完了しているのに、**使用していないことを理由に建設仮勘定で登録することは認めません**。

次頁に具体的なケースを記載しました。併せてご確認ください。

2-1. 資産登録のキホン

3. 建設仮勘定の考え方（続）

（ケース①）

3月に装置として完成して竣工検査も完了したが、実際に使用するのは4月（翌年度）であるため、建設仮勘定で登録を行った。

▶ **実際の使用時期とは関係なく**、当年度内に事業の目的のために**使用可能**となった（検収された、竣工検査が完了した等）場合は、建設仮勘定としての登録は不適当ですので、竣工時点で本勘定での資産登録を行ってください。

（ケース②）

資産の取得に要する費用が上期に発生したが、上期時点では未完成のため10月に建設仮勘定で登録した。

▶ **「年度単位」で考え一切使用不可能**な場合においてのみ、建設仮勘定としての登録をお願いします。

（ケース③）

「建設仮勘定で登録した資産が3月20日に竣工したが、NEDOに対して報告を行っていなかった。
7月にプロジェクト担当者から完成見込みの問合せがあり、3月に竣工したことを伝えた。

▶ 年度をまたぐ場合、発覚した時期で対応が異なるため、**速やかにプロジェクト担当者に連絡ください**。
また、複数年度契約の場合、**予算の計上年度にも影響がでる可能性**があります。

2-1. 資産登録のキホン

4. ソフトウェアの考え方

単独で動作するソフトウェアは資産登録の必要はありません。また、所有権が実施者に帰属する装置に組み込まれたソフトウェアも登録の必要はありません。

NEDO委託費で購入・製造した装置類に組み込まれ、又は附属し、一体として機能するものは装置とソフトウェアの取得価額を合算して50万円以上(税込み)であれば装置として**資産登録**します。

NEDO資産として登録された装置の機能追加または機能向上のために**ソフトウェアの追加または改造**を行った場合は、税込10万円以上であれば**改造資産**として登録を行います。

5. 中古品の取扱い

中古品を購入、資産登録を行う場合、耐用年数等の観点でNEDO側での確認基準も異なるため、登録時の入力項目のうち「**規格又は型番等**」の欄に、**中古品である旨、製造年月日あるいは経過年月の記載**をお願いいたします。

また、製造年月日あるいは経過年月がわかる証憑類は確認させていただく可能性がありますので、保管をお願いします。

(ポイント)

中古品は経年による故障等のリスクがあるため、検討時点でNEDOに取得の可否をご相談願います。

2-1. 資産登録のキホン

6. 改造資産の考え方

機械装置等に付加価値(機能の追加及び向上、耐久性のアップ等)を付けることを**改造**といいます。

改造の場合、すでに**登録済みのNEDO研究開発資産**に対する改造かそれ以外の改造かによって資産登録の可否は異なります。

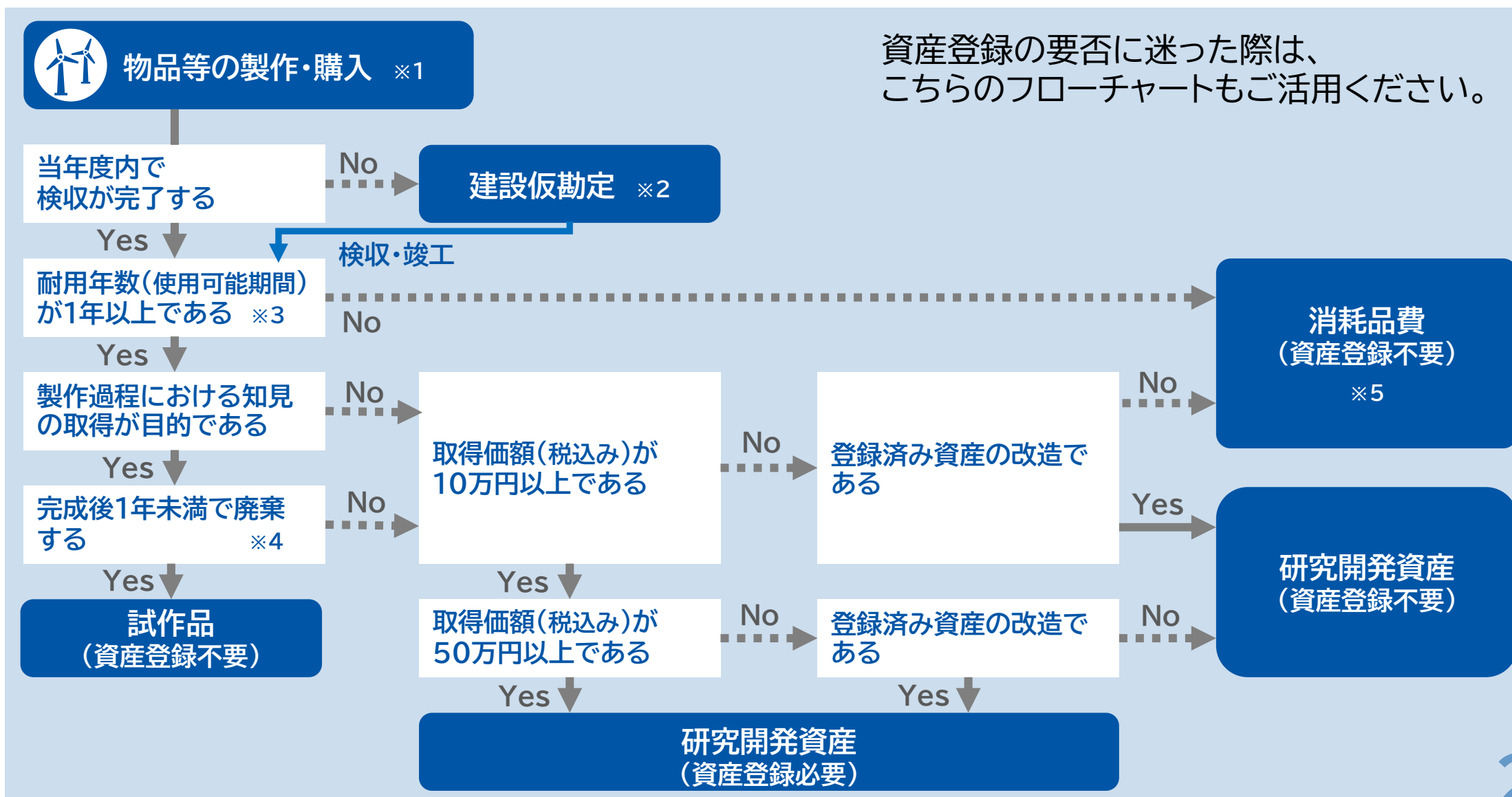
改造基資産	登録の条件
登録済みNEDO研究開発資産	改造に要した費用が 10万円(消費税込み)以上
実施者帰属資産 等	改造に要した費用が 50万円(消費税込み)以上 ⇒ NEDO登録上は新規資産として扱います。

(ポイント)

当該NEDO委託費で購入した装置等以外の改造においては、改造部分(ユニット)の**取り外し等が可能**で、改造部分が明確に**当該NEDO委託費で購入した装置等以外の装置と区別できる**ことが必要です。

2-1. 資産登録のキホン

資産登録の要否に迷った際は、
こちらのフローチャートもご活用ください。



2-1. 資産登録のキホン

7. 資産登録単位の考え方

資産登録に当たっては、「●●装置一式」として複数部品をまとめて登録するか、単品ごとに個別に登録するか、**登録する単位も検討のポイント**となります。

当該資産が委託事業において、**単体で機能するのか、複数の資産を組み合わせた状態で機能するのか**という観点で登録単位を判断してください。

複数の部品を組み合わせる場合、パーツそれぞれの取得価額が50万円未満であっても、合計額が50万円以上(税込み)の場合、登録が必要となります。

<資産登録単位を検討するためのフローチャート>



2-2. 資産登録情報の変更

1. 変更と修正

資産登録情報の変更には、移設等の通常の事業活動に伴う「**変更**」、名称・金額・設置場所等の誤りによる「**修正**」があり、それぞれ対応方法が異なりますので、分けてご説明いたします。

2. 「変更」時の手続き（主に資産の移設）

資産の移設等により設置情報の変更が必要になった場合の手順をご説明します。

- ① 設置場所を変更する前に、**必ず事前にNEDOのプロジェクト担当者に報告**を行ってください。
- ② プロジェクト担当者の確認がとれましたら、**移設前にPMSにて届出**を行ってください。
具体的な手順は49頁をご確認ください。
- ③ 承認後、移設を実施してください。

移設に伴って**資産の機能が失われないことが前提**です。機能が失われる場合、原則として移設は認められません。

2-2. 資産登録情報の変更

3. 「修正」時の手続き（誤り等）

名称・金額・設置場所等の誤り等が判明した場合は、**速やかにプロジェクト担当者に連絡**の上、必要な**エビデンスを提出**してください。

4. 遅延理由や再発防止について

取得日より6か月以上経過して資産の登録漏れが発覚した場合や、移設日より3か月以上経過して届出漏れが発覚した等の場合、**遅延理由、再発防止などの顛末書**を提出していただくことがあります。

2-3. 資産登録時の留意点

プロジェクトマネジメントシステム(PMS)を用いて**資産登録**を行う際に**必要となる情報**についてご説明します。必要となる情報は「**資産情報**」「**付保情報**」「**建物情報**」に大別されます。下表にそれぞれの主要な項目を記載しており、**青字**が特に留意が必要な項目ですので、次の頁以降でご説明いたします。

資産情報
受託者管理番号
資産名称
規格又は型番等
単位
取得価額
取得日
材質
設置場所事業所名
改造基資産管理番号
勘定科目
耐用年数
稼働予定年月日

システム上は「取得価格」と表示されますが、正しくは「取得価額」です。

付保情報
付保対象
保険種類
追加保険
NEDO持分比率
共同研究先持分NEDO 保険加入 ※希望の場合は連絡先

建物情報
屋内外区分
設置場所建物名称
設置場所郵便番号
設置場所住所
柱
外壁
屋根
階数(地上)
階数(地下)
面積(総床面積)

2-3. 資産登録時の留意点

1. 資産名称

- 「資産名称」はその機能や用途がわかる名称としてください。
役務や部品を指す用語は不適です(例:〇〇工事、□□修理、△△パーツなど)。
情報として必要な場合は、「規格又は型番等」欄に入力ください。
- 登録済みNEDO研究開発資産に対する改造の場合は、名称に改造を付記してください。
改造内容等は()書きで入力、または「規格又は型番等」欄に入力ください。
改造が複数になる場合は、改造の後に数字で分けて頂いても構いません。

＜基の資産名称が 〇〇装置 の場合＞

改造資産の名称は、〇〇装置改造、〇〇装置の改造(××)、〇〇装置改造2 など

- 実施者自身が所有する装置等への改造の場合は、名称に付帯を付記してください。

＜基の資産名称が 〇〇装置 の場合＞

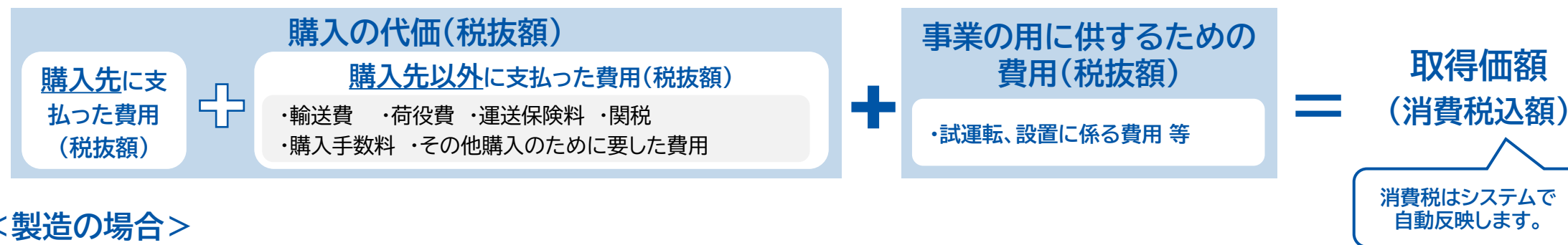
付帯資産の名称は、〇〇装置付帯××(NEDO資産単体名称××)など

2-3. 資産登録時の留意点

2. 取得価額

取得に要した**全ての税抜費用に消費税額を加えた金額**を「**取得価額**」とします。
実施者の皆さまが**PMS**に入力いただく際は**税抜価格**をお願いします。
その後、システム側で自動で税込価格を反映いたします。

<購入の場合>



<製造の場合>



- **海外設置資産**の場合は、日本で調達して海外に輸送したものを含め、諸費用に**現地VAT課税額**を含んでいただけます。

2-3. 資産登録時の留意点

2. 取得価額（上乗せする消費税率について）

原則として、契約締結日に関わらず、**委託業務完了日時点の消費税率を適用**します。

ただし、**複数年度契約の中間年度の場合は、各年度の3月31日時点の消費税率**を当該年度における消費税率として適用します。

<契約タイプ別適用消費税率（2019年の消費税率引き上げを例に）>

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
		★ 2019.10.1 消費税率10%に引き上げ		
契約A: 税率変更 前 に終了	8%	8%		
契約B: 税率変更 後 も継続	8%	10%	10%	
契約C: 税率変更 後 に開始			10%	10%

（参考）

上図契約Bで、2018年度に**建設仮勘定**で登録、2019年度に追加費用が発生して当該資産が完成した場合、2018年度費用は消費税率8%、2019年度費用は消費税率10%で取得価額に算入されるため、**同じ資産に異なる消費税率の費用が混在することになります。**

2-3. 資産登録時の留意点

3. 取得日

取得日は償却の起点となるので重要です。以下の点に注意して取得日を登録してください。

◆ **購入した場合**

納品検収行為を行った日

◆ **製造、製作、建設の場合**

竣工の検査を行った日

◆ **複数のパーツにより機能を有する資産の場合**

最後に納品された資産の検収又は竣工の検査を行った日

4. 設置場所事業所名

登録済み資産と同一の場合、「**設置場所事業所名**」の表記を統一願います。

2-3. 資産登録時の留意点

5. 耐用年数(使用可能期間)

研究開発資産の耐用年数は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令)」別表第6 に拠ります。

全ての資産が本表の適用となる訳ではなく、「車両」等のように耐用年数省令別表第1、第2に拠るものもあります。

<別表第6 開発研究用減価償却資産の耐用年数表 抜粋>

種 類	細 目	耐用年数
建物(※)及び 建物附属設備	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	五年
構築物	風どう、試験水そう及び防壁	五年
	ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	七年
工具		四年
器具及び備品	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	四年
機械及び装置	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械 その他これらに類するもの	七年
	その他のもの	四年

次頁の補足事項も併せてご確認ください。

2-3. 資産登録時の留意点

5. 耐用年数(使用可能期間)(続)

- 「建物及び建物附属設備」については、記載の通り、特殊室にするために**特に施設した内部造作又は建物附属設備にのみ**耐用年数省令別表第6の適用が可能です。
- したがって、**建物本体**については建物全部が研究開発のための特殊仕様が施されている場合を除き、原則、耐用年数省令**別表第1が適用**されます。
- 個別事項については事前にNEDOのプロジェクト担当者へご相談をお願いいたします。

2-3. 資産登録時の留意点

6. 付保情報

NEDOに帰属する研究開発資産は、実施者が希望する場合、NEDOが損害保険をかけることができます。後述するPMSにて登録をしてください。このとき保険料はNEDOが負担します。

建物内の施設に対して実施者側で包括的な損害保険をかけている場合等、すでに付保がなされている場合は、付保希望の登録は不要です。

動産や海外設置資産などNEDOが付保する損害保険の対象外となる資産があります。それらについては、実施者の皆さまにて付保をいただくなど不測の事態に業務に支障がでないよう措置をお願いします。その際、保険料の取り扱いについては、プロジェクト担当者にご確認ください。

詳細は44、55、68頁をご覧ください。

7. 設置場所建物名称 等

- 設置場所建物名称は、登録済み資産と同一建物の場合、建物一覧の情報から選択願います。
- 設置場所住所は、番地まで入力願います。
- 面積(総床面積)は設置されたフロアでなく、建物全体の総床面積を入力願います。

2-3. 資産登録時の留意点

8. チェックリスト作成のお願い

資産情報を適切に入力いただくために、「**研究開発資産 登録情報等チェックリスト**」を用意しています。

プロジェクトマネジメントシステム(PMS)で**資産登録書を届出する都度**、チェックリストを作成いただき、NEDOプロジェクト担当者宛に**別途メール等で提出**をお願いします。

様式ダウンロード先

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/shisan.html>